

【諮問第252号】

28川情個第44号
平成29年3月8日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成26年3月31日付け25川高衛第1423号にて諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の公文書開示請求に対する拒否処分は妥当である。

2 開示請求の内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年3月14日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、平成〇年〇月〇日に〇〇（以下「A社」という。）から〇〇（以下「飲食店B」という。）が購入した〇〇産の殻付かきの出荷元及びA社までの販売業者の法人名と法人住所の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を平成〇年〇月〇日に飲食店Bで発生した食中毒事件（以下「本件食中毒事件」という。）に係る「流通調査結果（以下「本件対象公文書」という。）」と特定し、同年3月25日付けで、条例第8条第2号アに該当するとして、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、本件処分に対し、平成26年3月27日付けで、異議申立てを行った（当審査会諮問第252号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成26年3月27日付け異議申立書によれば、異議申立人の主張要旨は、「裁判のために開示すべきと考える。」とのことである。

なお、当審査会では、異議申立人に対し、意見書の提出及び口頭による意見陳述ができる旨通知し、これらを希望するかどうかの意思確認を数度にわたって行ったが、異議申立人から意見書の提出及び口頭による意見陳述に関する意思表示はなかった。

4 実施機関の主張要旨

平成26年5月7日付け処分理由説明書及び平成28年11月11日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る殻付かきの出荷元及び販売業者（以下「本件出荷元及び販売業者」という。）の法人名及び住所は、本件出荷元及び販売業者の販売上のノウハウに関する情報であって、開示することにより、本件出荷元及び販売業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第8条第2号アに該当する。
- (2) 本件食中毒事件の原因が殻付かきであると特定されたわけではなく、それにもかかわらず、本件対象公文書を開示することになれば、特にインターネットが普及している現代においては、「〇〇産のかきや△△で仕入れたかきが原因で食中

毒が起きた。」といった情報が急速に広まり、また、その後も長期間にわたってインターネット上に当該情報の掲載が続けられ、その結果、本件出荷元及び販売業者が風評被害にさらされ、本件出荷元及び販売業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このことから、条例第8条第2号アに該当する。

- (3) 食中毒の原因が一般的に殻付かきにあるかどうかを判断することは非常に難しいことなどから、実施機関では、本件食中毒事件の原因が当該殻付かきであったとの特定はしていない。さらに、同種の類型が頻発している等、発生の蓋然性が高いとは言えないため、条例第8条第2号ただし書の規定に該当しない。

5 審査会の判断

- (1) 実施機関は、本件対象公文書につき、条例第8条第2号アに該当するとして本件請求を拒否している。

- (2) 条例第8条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものを除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であつて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（同号ア）を不開示とする旨を規定する。また、条例第8条第2号ただし書は「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とし、一定の場合には開示する旨を規定する。

そこで、本件請求に係る殻付かきの流通経路に関する情報（平成〇年〇月〇日にA社から飲食店Bが購入した〇〇産の殻付かきの出荷元及びA社までの販売業者の法人名と法人住所）が条例第8条第2号アに規定する不開示情報に該当するかどうかを検討する。

- (3) 本件請求に係る殻付かきの出荷元及び販売業者の名称や住所といった情報は、飲食店Bが仕入れた殻付かきの流通経路に関する内容そのものといえ、本件出荷元及び販売業者にとっては販売活動上のノウハウに他ならない。このような情報が公開されることにより、流通経路における各事業者の販売活動、競争上の地位を害するおそれがあると認められる。

また、口頭による処分理由説明聴取によれば、本件食中毒事件の原因が殻付かきであると特定されたわけではないこと、にもかかわらず、当該殻付かきの流通経路が公にされてしまうと、特にインターネットが普及している現代においては、「〇〇産のかきや△△で仕入れたかきが原因で食中毒が起きた。」といった情報が急速に広まり、また、その後も長期間にわたってインターネット上に当該情報の掲載が続けられる可能性も否定できず、本件出荷元及び販売業者の事業活動の存

続にも影響を及ぼしかねない深刻な風評被害にさらされるおそれがあることも認められる。

したがって、本件請求に係る情報は、条例第8条第2号アにいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

- (4) もっとも、本件請求に係る情報は、本件食中毒事件の調査に関するものであることから、条例第8条第2号ただし書にいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかを検討する必要がある。

本件に即して言えば、本件と同じ流通経路において同種の食中毒事件が頻発しており、将来的にも発生 of 蓋然性があり、仮にその原因が殻付かきであることが特定されるならば、条例第8条第2号によって保護された法人等の権利利益が侵害されたとしても、なお人の生命、健康等を保護するために本件請求に係る殻付かきの流通経路に関する情報を公開すべきものと考えられる。しかし、本件では、同種の食中毒事件が頻発している等の事情はなく、本件食中毒事件の原因が当該殻付かきであると特定されたわけではないから、本件請求に係る情報が同号ただし書にいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとは言えない。

したがって、本件請求に係る殻付かきの流通経路に関する情報は条例第8条第2号アに規定する不開示情報に該当する。

- (5) なお、当審査会が精査した結果、実施機関が開示拒否処分を行った本件対象公文書以外にも、本件請求に係る情報が含まれる公文書が複数存在することが判明した。今後、実施機関は、情報公開制度の趣旨を理解した上で、開示請求者の主張の趣旨を把握し、対象となるべき公文書を十分に精査した上で、諾否の決定を行うようにされたい。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子
委員	三浦大介